

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第三十四号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（関連工事の調整） 第十三条（略）</p> <p>2 知事は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、知事の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p>	<p>（関連工事の調整） 第十三条（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p>
<p>（請負代金内訳書及び工程表） 第十四条（略）</p> <p>2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百一十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（請負代金内訳書及び工程表） 第十四条（略）</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（適正な労務費の確保等） 第十四条の二 知事及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</p>	

- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（以下「下請負人」という。）に支払うものとする。
- 4| 知事は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 5| 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

（下請負人の健康保険等加入義務等）
第十七条の二 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第二条第三項に規定する建設業者及び同法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一―三 (略)
- 2・3 (略)

（現場代理人及び主任技術者等）
第二十条 (略)

- 一 (略)
- 二 主任技術者（建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
）、 監理技術者（建設業法第二十六条第二項に規定する監理技術者をいう。ただし、同条第三項に該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐（建設業法第二十六条第三項第二号に規定する者をいう。以下同じ。）
- 三 (略)

- 2―7 (略)

（工期の変更方法）
第三十三条 (略)

- 3| 知事は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第六十条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十一条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

（下請負人の健康保険等加入義務等）
第十七条の二 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第二条第三項に規定する建設業者及び同法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第二条第五項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

- 一―三 (略)
- 2・3 (略)

（現場代理人及び主任技術者等）
第二十条 (略)

- 一 (略)
- 二 主任技術者（建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
）、 監理技術者（建設業法第二十六条第二項に規定する監理技術者をいう。ただし、同条第三項に該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐（建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- 三 (略)

- 2―7 (略)

（工期の変更方法）
第三十三条 (略)

- 2 (略)

（請負代金額の変更方法等）

第三十四条 (略)

2 (略)

3| 知事は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第六十条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十一条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4| (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第三十五条 (略)

2-8 (略)

9| 知事は、第三項又は第七項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第六十条に規定するあつせん若しくは調停を請求したことが又は第六十一条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前金払及び中間前金払)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 受注者は、第一項の前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を知事に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を知事に請求することができる。前二項の規定は、この場合について準用する。

5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四(第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条及び次条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

7-12 (略)

(前払金の使用等)

第四十六条 受注者は、前払金(中間前払金を除く。)を契約書記載の工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(契約書

第三十四条 (略)

2 (略)

3| (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第三十五条 (略)

2-8 (略)

(前金払及び中間前金払)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 受注者は、第一項の前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を知事に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を知事に請求することができる。前二項の規定は、この場合について準用する。

5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四(第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第四十六条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

7-12 (略)

(前払金の使用等)

第四十六条 受注者は、前払金を契約書記載の工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(契約書記載の工事において償却

記載の工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の百分の二十五を超えない範囲で、前払金を契約書記載の工事の現場管理費及び一般管理費等のうち契約書記載の工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

2| 受注者は、中間前払金を契約書記載の工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（契約書記載の工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち契約書記載の工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

附則

- 1-5 (略)
- 6| 災害復旧事業等の工事等に関する適正な労務費の確保等に関する規定の適用除外)
- 6| 第十四条の二の規定は、災害復旧事業等の工事、知事が認める軽微な工事及び随意契約により契約する工事については適用しない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に入札又は随意契約の手続に着手している場合における当該契約については、なお従前の例による。